

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年7月29日

宮城県知事 浅野 史郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヨークタウン利府野中

宮城郡利府町野中南土地地区画整理事業地内

二 市町村の意見

- 1 埋蔵文化財の取扱については、開発協議に先立ち現地調査を完了しており問題は無いが、工事中、遺跡にかかわるものを確認した場合は早急に協議されたい。
- 2 県道出入口付近に誘導員を設置するよう配慮されたい。

三 地域住民等の意見の概要

- 1 当該店舗駐車場への出入口については、誘導員の配置と適切な誘導表示を行うなど、来店車輛の混雑緩和と来店客等への安全確保に十分配慮されたい。
- 2 当該店舗での青少年の犯罪等が発生しないよう、店舗の施設づくり面における対応と警備員による定期巡回等、青少年犯罪の防止に十分配慮されたい。また、営業時間が十一時までとなっており、営業時間以外の駐車場への出入り口に施錠する等、防犯対策に努められられたい。

四 縦覧場所

宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター及び利府町役場

五 縦覧期間

平成17年7月29日から平成17年8月29日まで（ただし、閉庁日を除く。）